

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

公 告

公 告

下記消防対象物は、消防法第10条第1項（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）違反と認めるので、平成28年4月14日、消防法第16条の6第1項（無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令）の規定に基づき、下記のとおり履行するよう命令したものである。

平成28年4月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

記

1 消防対象物

住所 静岡市駿河区中原636番地の1

名称 ケントアンティーク静岡

2 命令を受けた者

住所 東京都目黒区下目黒三丁目7番6号

氏名 株式会社ケント 代表取締役 樋口 貴典

3 命令事項

上記物品販売店舗内の1階東側の売場に陳列されている指定数量以上の危険物第四類第2石油類（非水溶性液体）及び同アルコール類はすみやかに除去すること。

4 命令の理由

消防法第10条第1項の規定により指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。